

地下の正倉院展 【重要文化財 長屋王家木簡】

第Ⅲ期展示木簡

第Ⅰ期	一〇月一〇日(土) — 一〇月二五日(日)
第Ⅱ期	一〇月二七日(火) — 十一月八日(日)
第Ⅲ期	十一月一〇日(火) — 十一月二三日(月)

*木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の積文を改めている場合があります。

長屋王の家族

11 長屋王の命令を伝える和文体の手紙の木簡

(SD4750出土。『平城京木簡』二、一六八八号。以下、京二一六八八のように略記。)

橡煮遣絶卅匹之中伊勢絶十匹大服煮今卅匹宮在絶十匹并卅匹煮今急々進 山方王

(表) 〇以大命符 牟射 等 白褥取而進出 玕努若翁御下裳納辛櫃皆進出

出又林若翁帳内物万呂令持煮遣絶二匹急進出浄味片絶 持罷

御禪代帛絶易絶進出又志我山寺都保菜造而遣若反者遣支鏡鈴直彼行

(裏) 〇 大御物王子御物食土器无故此急進上 主殿司仕丁令持進上酒司充羽嶋 又太巫召進出 附田辺史地主 五月十七日 家令 家扶

貴人の九項目にわたる命令事項を伝える、和文体の手紙の木簡。長屋王邸外にあった家政機関から牟射・広足らに宛てて送られている。

① 橡 (ドングリ) で染めるように送った絶 四十匹のうち、伊勢産の絶十四匹は大御服(長屋王の服)用として染めなさい。残り三十匹は、宮(長屋王邸Ⅱ北宮)にある十四匹と合わせて四十匹

にして染め、急いで進上しなさい。②山方王の白いしとね(敷物)を進上しなさい。③弥努若翁の御下裳代(下着にするスカート状の衣服を作るための繩)を収めた辛櫃をみな進上しなさい。

④林若翁の帳内である物万呂に染めるよう持つて行かせた繩二匹を急いで進上しなさい。きれいで良くて堅いものにするように。持ち帰った褌にする帛は繩に代えて進上しなさい。⑤志我山寺(崇福寺)につほ菜(どのような野菜かは不詳)を造つて届けるように。若反者(初物?)は既に送つてある。⑥鏡・鈴の代金はそちら(「彼」は木簡の宛先を指す。差し出し側の「此」に対していう)で払つておくように。⑦長屋王と王子(吉備内親王か)が使う食器がないので、急いで進上しなさい。主殿司の仕丁に持たせて、酒司の羽嶋に渡すように。⑧尺戸角弓と田井百嶋がいなさい。⑨巫を呼び出して、こちらによこしなさい。

山方王は、長屋王の妹の山形女王、弥努若翁は智努女王で、『万葉集』に円方女王(彼女も長屋王家木簡に「円方(形)若翁」として「みえる」の死を傷む歌があり(巻二〇、四四七七)、長屋王の娘か。林若翁もあるいは長屋王の子で、七四三年(天平一五)五月に従五位下に叙された林王か。

12 坂合部王の従者への米の支給木簡

(SD4750出土。京一―二四五)

(表) 坂合部王帳内五口米二升半受子末呂

(裏) 六月五日 綱末呂

長さ(二五二)mm・幅(二〇)mm・厚さ二mm ○八一型式

坂合部王の帳内に、米を支給する木簡。坂合部王は穂積親王の子で、長屋王宅で詠んだ詩が『懷風藻』に残る従四位上治部卿

境部王と同一人であろう。初叙は養老元年(七一七)正月で、従四位下に叙せられた。

坂合部王は、長屋王の従兄弟にあたるが、長屋王家からその帳内に米が支給されている理由は不詳。王族内での盛んな交流を物語るか。

13 小治田若翁への米の支給木簡

(SD4750出土。京二―一八四一)

(表) 小治田若翁進米一升 0

(裏) 七月卅日甥万呂 0

長さ一三七mm・幅二四mm・厚さ二mm ○一型式

小治田若翁に米を進上した木簡。小治田若翁は、長屋王の女の可能性が高く、伝票木簡二点にみえる。あるいは天平四年(七三二)正月に従五位下に初叙された(同月甲子条)小治田王か。

14 馬甘若翁らへの米の支給木簡

(SD4750出土。京一―二二九)

(表) 御所人給米六升 馬甘若翁

(裏) 御湯曳人四口米四升 受小国女

長さ二五〇mm・幅(二〇)mm・厚さ四mm ○一型式

馬甘若翁に仕える人への米の支給木簡。馬甘若翁は未詳。御湯曳人は、他に山形女王の湯曳人の例がある。馬甘若翁も、あるいは女性か。

15 竹野王子が山寺に遣わす人への米の支給木簡

(SD 4750 出土。京二一八二九)

(表) ○竹野王子山寺遣雇人米二升 [受カ]

(裏) ○古万呂 [家カ]

長さ一九八mm・幅(一一)mm・厚さ二mm ○八一型式

竹野女王の山寺に雇人を派遣した木簡。竹野王子は、竹野女王のこと。長屋王の妹か。竹野王子は天平勝宝三年(七五一)に石塔を造立しており(奈良県明日香村龍福寺に現存)、本木簡の山寺は、この石塔にみえる朝風の南(石塔があつたと伝えられる奈良県明日香村平田峠付近)にあつた寺か(館野和己「長屋王家木簡の舞台」『日本古代の交通と社会』所収、塙書房、一九九八年、参照)。

邸宅内の活動

26 各兄麻呂がまじないに使う糸や布について書かれた文書木簡

(SD 4750 出土。京二一六一)

(表) ○移 政所 各兄麻呂之厭用糸十五絢布十五常

〔遣北御倉鑰一勾蔵鑰一塩殿鑰一勾右三〕

(裏) ○右糸布者若翁御物交易糸布用又米交易数記

部 附日下道万呂

|| 進上 九月五日棕石角

長さ三〇四mm・幅(二六)mm・厚さ五mm ○一一型式

27 雅楽寮が長屋王の家令に宛てて送った文書木簡

(SD 4750 出土。京二一五六)

(表) 雅楽寮移長屋王家令所 平群朝臣廣足 右人請因倭舞

(裏) 故移 十二月廿四日 少属白鳥史豊麻呂 少允船連豊

長さ二二〇mm・幅三七mm・厚さ三mm ○一一型式

雅楽寮(宮廷の楽舞を担当する治部省被管官司)が長屋王の家令(家政機関の長官)に宛てて送った、平群朝臣廣足の召喚を依頼する文書木簡。

召喚理由の倭舞は、天皇の祭祀に関わる儀礼的性格の強い舞。平群広足はその名手として、教習に呼ばれたのであろうか。十二月二十四日という日付から考えると、年始の行事に向けた準備だった可能性がある。舞の名手が長屋王邸にいたとみるのが自然で、長屋王の権勢を示す証拠の一つともされる。

家令は赤染豊嶋という人物。長屋王家木簡の時期には六〇歳前後とみられる。壬申の乱の際、長屋王の父高市皇子の従者として活躍した赤染徳足の子か。

文書木簡は宛先または差し出しに戻されて捨てられることが多

い。この場所は、雅楽寮（差し出し）とは考えられない。そこで、長屋王家令所（宛先）であると考えられる。この木簡は、「長屋王家木簡」とする直接的な証拠と評価できよう。

28 書の手本を模写する人に米を支給する際の伝票木簡

(SD4750出土。京一―三三三)

(表) 〇書法模人米二升 受当良

(裏) 〇十月九日 麻呂 家令

長さ二六〇mm・幅二四mm・厚さ二mm ○一型式

書法、すなわち書の手本を模写する人に米を支給する際の伝票木簡。二升は今の約九合（一・六二リットル）、米約一・三五キログラム。他の木簡からは「書法所」の存在も知られ、邸内で唐から伝わった法書などの模写が大規模に行われ、長屋王邸が当時の文化サロンとして機能していたことをうかがわせる。受取人の名「当良」は、他の木簡に「阿手良」と記す例があることからみて、「あてら」の宛字とみられる。

29 土師器作りの女性への米の支給木簡

(SD4750出土。京一―三三四)

(表) 土師女三人奈閉作一人米八升受曾 〇

(裏) 女八月廿九日 石角 書吏 〇

長さ二四二mm・幅二八mm・厚さ二mm ○一型式

土器作りに従事した女性（土師女）に米を支給する際の伝票木簡。「奈閉」は、半球形をした大型丸底の煮沸用土師器。長屋王家で出土した土師器には、形態や技法上の特徴などから、特定の集団が集中的に製作した一群が含まれ、木簡にみえる土師女たちが製作した可能性が高い。

八升は今の約三升六合。一人あたり約九合（一・六二リットル）、米約一・三五キログラムに相当する。表裏にまたがって記される受取人の曾女は、土師女の一人かも知れない。土師女や瓮造女らに米を支給した木簡（I期展示17）にも受取人として曾女が見える。裏面の日付の下に記される支給責任者の「石角書吏」は、石角（人名）と書吏（官職名）。「書吏」は家政機関の第四等官。

30 矢と大刀を作る人に米を支給した木簡

(SD4750出土。京一―三二五)

(表) 矢作一大刀造二人米三升 受□□ 〇

(裏) □月□□日 麻呂 〇

長さ二二二mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○一型式

矢を作る人一名、大刀を作る人二名に米を支給した木簡。邸内に武器を作る一角があったことを想定させる。他に御弓を造る兵舎人らに米を支給した伝票木簡や（城二―一二四下）、「□刀五十□〔柄カ〕」と書かれた削屑（京二―三三二一八）も見つかっている。

長屋王の領地

41 片岡から蓮葉を進上した際の木簡

(SD4750出土。京一―一七六)

(表) 〇片岡進上蓮葉卅枚 持人 都夫良 〇
 (裏) 〇女 六月廿四日真人 〇

長さ二七九mm・幅三一mm・厚さ四mm ○一型式

片岡から蓮葉を進上した際の木簡。片岡は、現在の奈良県北葛城郡王寺町から香芝市にかけての地を指す地名。片岡には、長屋王家の領地があった。片岡周辺には聖徳太子建立とされる般若寺(片岡尼寺)や片岡王寺などがあり、般若寺境内から長屋王宅と同じ型式の軒丸瓦が出土していることも、木簡を考え上で手がかりとなる(『長屋王宅報告』)。

この木簡では、片岡から平城京の長屋王邸まで、「都夫良女」という女性が蓮の葉を運んでいる。「真人」はおそらく道守真人で、片岡の長屋王家所領の管理担当者だったらしい。片岡からはジュンサイも進上しており、領地の中に沼沢地も含まれていたようである。

一回に運んでいる蓮の葉の枚数は四〇枚。長屋王邸の宴会一回で利用する枚数として、この程度が標準的だったのだろう。二条大路出土木簡には、蓮葉を二〇〇枚進上したという例があり、宴会の規模によって必要な蓮葉の枚数も異なっていた。

42 摂津から長屋王邸に手紙を進上した際の封緘木簡

(SD4750出土。京一―四五四)

「封」北宮進上 津税使

長さ三〇〇mm・幅二七mm・厚さ三mm ○四三型式

摂津(現在の大阪府と兵庫県の一部)にいた、税を扱う役人が長屋王邸(北宮)に手紙を進上した際の木簡。一枚の板材を表裏二枚に剥ぎ、その間に紙の文書を挟んで機密性を高める木簡を封緘木簡と呼ぶ。「封」の字の左上が一部横に白く抜けているのは、木簡に紐が結ばれ、その上から墨書したことを示している。また、上欠ではあるが下端の形が全く同一で墨痕のない一点も同じ地区から出土しており、これら二枚は表裏に接続する。

43 鳥羽里から送られた俵の荷札

(SD4750出土。京一―四二九)

鳥羽里俵一斛

長さ(二五八)mm・幅一九mm・厚さ一mm ○三三型式

鳥羽里は『和名類聚抄』の山城国紀伊郡鳥羽郷(今の京都市の、南・伏見両区の境界付近)に当たるとみられる。単に「俵」としか記されないが、おそらく米俵であろう。

一斛は今の約四斗五升、六七・五キログラムほどに相当する。荷札としては記載内容がやや簡素であり、長屋王の封戸(貴族に対する給付の一種で、特定の戸から貢納される租の半分と調庸の全部が封主に納入される制度。指定された戸そのものを指す場合もある)から送られた米俵の荷札の可能性も考えられよう。

43 は下端が尖らせられており、一見〇五一型式のようである。

長屋王邸その後

48 美作国からの黒葛の荷札

(SE5135出土。京一―一二五)

英多郡吉野郷黒葛十斤

長さ二二二mm・幅二〇mm・厚さ二mm ○三二型式

44 讃岐国からの塩の荷札

(SD4750出土。『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二―一四頁上段。

以下、城二二―一四上のように略記。)

北宮御塩綾郡矢田部法志三斗

長さ二二六mm・幅一七mm・厚さ四mm ○三二型式

北宮へ納められた塩の荷札。「綾郡」は『和名類聚抄』の讃岐国阿野郡(今の香川県坂出市付近)にあたる。「北宮御塩綾郡」で始まる荷札は他に三点見つかっており、うち一点は本木簡と同一文である(城二二―二一上)。

45 周防国からの塩の荷札

(SD4750出土。城二二―二三上)

周防国大嶋郡屋代里田部兼御調塩三斗

長さ二七〇mm・幅三五mm・厚さ六mm ○三三型式

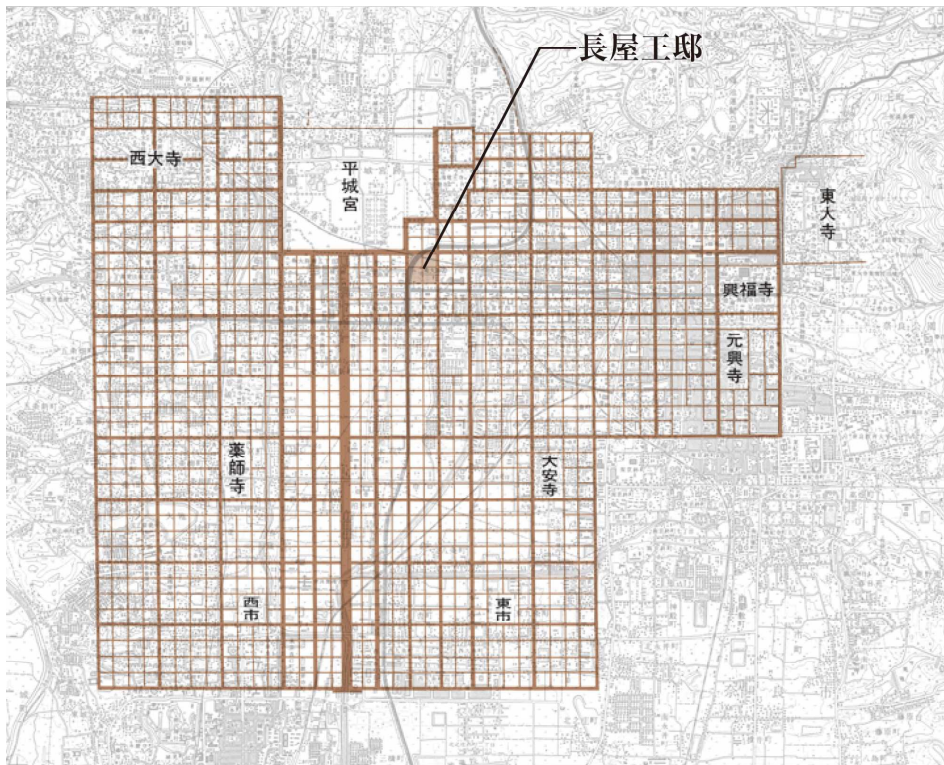
周防国大嶋郡屋代里(今の山口県周防大島)から送られてきた調の塩三斗の荷札。三斗は現在の約一斗三升五合、約二四・四リットル。周防大島に長屋王の経済基盤があったことを物語る。

【木簡が見つかった遺構】

SE5135 (展示番号48)

一九八九年

天平元年(七二九)まで長屋王邸の一角だった平城京左京三条二坊一坪中央南寄りに設けられた奈良時代後半の井戸。掘方は径一・九mの円形で、縦板組み・隅柱横棧じめの構造をとる。井戸枠は二辺約一・一m、深さは約一・九m。木簡は一点出土した。一坪に太政官厨家の存在が想定されている時期の遺構である。

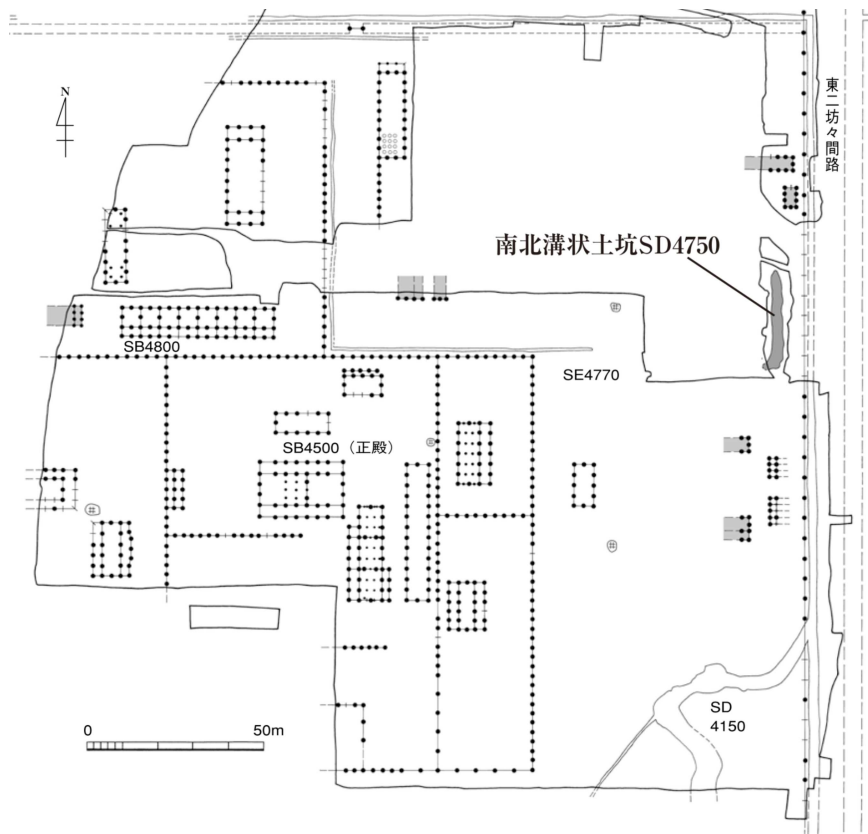


長屋王邸の位置図

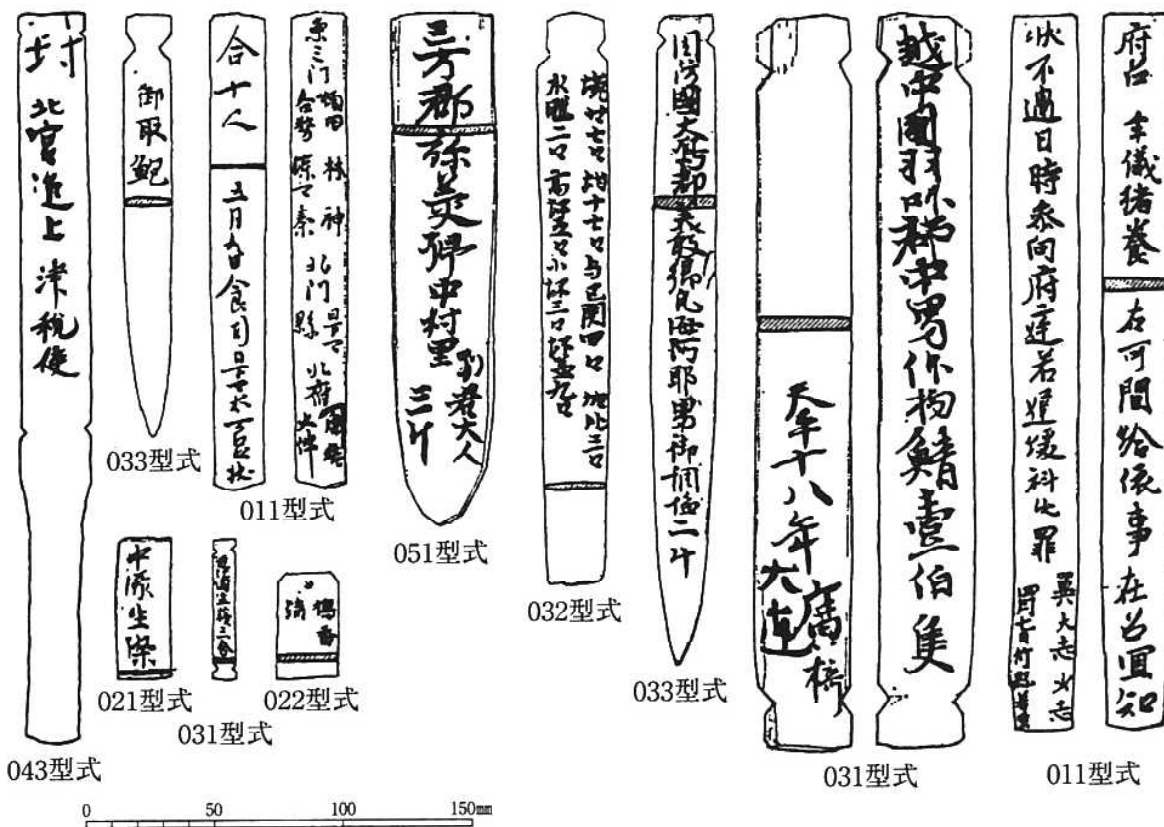
SD4750 (展示番号11、12、13、14、15、26、27、28、29、30、41、42、43、44、45)

一九八八・八九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた靈龜二年(七一六)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)が出土した。(奈良文化財研究所史料研究室)



長屋王邸の遺構



【木簡の型式分類とその説明】

- 一型式 長方形の材のもの
- 一五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 二型式 小型矩形のもの
- 二二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 三一型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
- 三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 八一型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 九一型式 削屑